

令和6年第8回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年9月3日（令和6年8月21日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年9月3日（火） 午前9時30分
 閉会 午後2時4分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	欠員	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	欠員	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	白須 寿	総務課長補佐	新屋 聡士
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長補佐	新井 紀弘	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃	監査委員	森脇 義博		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和6年第8回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前9時30分開会

開会、開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦

日程第6 認定第1号 令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定

日程第7 認定第2号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第8 認定第3号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第9 認定第4号 令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第5号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第11 認定第6号 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第12 認定第7号 令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定

日程第13 議案第85号 邑南町職員定数条例の一部改正

日程第14 議案第86号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部改正

- 日程第15 議案第87号 邑南町税条例の一部改正
- 日程第16 議案第88号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
- 日程第17 議案第89号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正
- 日程第18 議案第90号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第19 議案第91号 工事請負契約の締結
- 日程第20 議案第92号 指定管理期間の変更
- 日程第21 議案第93号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議
- 日程第22 議案第94号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号
- 日程第23 議案第95号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号
- 日程第24 議案第96号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号
- 日程第25 議案第97号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号
- 日程第26 議案第98号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号
- 日程第27 議案第99号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号

令和6年第8回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和6年9月3日（火）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） ただ今から、令和6年第8回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。1番奈須議員。2番鍵本議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 会期の決定）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日の11日間といたしたいと思ひます。これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日の11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 諸般の報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3。諸般の報告を行います。執行部より、報告第 9 号専決処分の報告。報告第 10 号令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告。報告第 11 号令和 5 年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価報告。監査委員より、報告第 12 号令和 5 年度邑南町内部統制評価報告書審査意見書。報告第 13 号例月現金出納検査結果報告。報告第 14 号令和 6 年度定期監査報告。議長等の動静報告は、お手元に配布しておりますとおりでございます。受理をした請願は請願文書表のとおり、受理番号 3、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願は、総務教民常任委員会に、受理番号 4、ゲノム編集食品の表示の義務化を求める意見書提出について（請願）は、産業建設常任委員会にそれぞれ付託しましたので報告いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 行政報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4。行政報告。これより町長に中間行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和 6 年第 8 回邑南町議会定例会の開会にあたり、決算認定案、予算案の説明に先立ちまして、決算状況、財政状況及び現在進めております諸施策等について御報告申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。まずはじめに、決算状況について申し上げます。令和 5 年度における各会計の決算は、今定例会で御承認いただくよう提案していますがその概要を説明いたします。はじめに、一般会計です。歳入総額 156 億 6,800 万 6,146 円に対し歳出総額 152 億 5,356 万 7,270 円で、差し引き 4 億 1,443 万 8,876 円の黒字でした。繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源の 9,837 万 1,000 円を差し引きますと、実質収支額は 3 億 1,606 万 7,876 円の黒字です。次に、特別会計です。国民健康保険事業特別会計は、歳入総額 12 億 5,1

46万4,970円に対し歳出総額12億3,996万2,153円で、差し引き1,150万2,817円の黒字です。国民健康保険直営診療所事業特別会計は、歳入総額1億2,509万1,269円に対し歳出総額1億2,016万2,927円で、差し引き492万8,342円の黒字です。後期高齢者医療事業特別会計は、歳入総額3億8,176万9,352円に対し歳出総額3億7,761万4,428円で、差し引き415万4,924円の黒字です。下水道事業特別会計は、令和6年4月1日に邑南町下水道事業会計へ移行のため令和6年3月31日において打ち切り決算を行っています。歳入総額11億186万63165円に対し歳出総額9億2,280万1,784円で、差し引き1億9,586万1,381円の黒字でした。打ち切り決算により多くの支出が4月1日以降となったため、黒字額が増えた要因となっています。4月1日以降の支出は下水道事業会計で引き継ぎ支出されています。電気通信事業特別会計は、歳入総額5億8,863万6,651円に対し歳出総額5億6,522万4,889円で、差し引き2,341万1,762円の黒字でした。繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源の9万8,000円を差し引きますと、実質収支額は2,331万3,762円の黒字です。水道事業の収支状況について消費税抜きで申し上げます。事業収益4億554万9,847円、事業費用3億9,281万6,285円で、当年度純利益は1,273万3,562円となりました。決算に基づく普通会計の財政指数については、経常収支比率は93.6%で前年度対比で2.2ポイント増加しています。いわゆる財政健全化法に係る判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字額がないため早期健全化基準に該当する数値はありません。実質公債費比率は単年度数値では0.7ポイント減少の12.3%。比率として使用される3年平均の数値は0.7ポイント減少の12.5%となっています。また、将来負担比率は9.7ポイント増加の89.4%となっています。実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化基準となる数値は、下回っています。水道事業会計、下水道事業特別会計に係る資金不足比率については、資金不足がないため経営健全化基準に該当する数値はありません。次に、令和5年度県税、町税の徴収率について申し上げます。島根県は都道府県税徴収率が99.47%で過去最高となり、平成30年度以来5年ぶりに全国1位となりました。島根県が報告された個人県民税徴収状況において邑南町は、県下19市町村中1位の徴収率99.578%となりました。また、町税の徴収率ですが、町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、国民健康保険税の徴収率は、前年度比で0.42ポイント増の96.94%で合併以来の最高値となりました。次に、本年度の財政運営について申し上げます。本年度一般会計予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け、定額減税調整給付金給付事業費等の経済対策や災害対応等のた

め8月までに3号の補正予算を組み、9月補正前の一般会計予算総額は当初予算から1億6,397万円増の161億1,497万円となっています。このような中普通交付税の本年度の配分が7月23日に決定されました。その概要は普通交付税が53億2,935万5,000円。臨時財政対策債発行可能額が1,235万9,000円で、合わせて53億4,171万4,000円です。令和5年度と比較しますと2.7%。額にして1億4,541万9,000円の減額となっています。今回の交付税減額の要因は、普通交付税で下水道費における算定方法の変更等による基準財政需要額の減。市町村民税法人税割、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の基準財政収入額の増。臨時財政対策債発行可能額の増等となっています。なお、この算定結果に基づき今回の一般会計補正予算第4号において、普通交付税を7,499万6,000円減額。臨時財政対策債を362万1,000円追加としています。また、令和5年度決算に基づき繰越金を3億606万7,000円追加し、当初予算措置額と合わせ3億1,606万7,000円としています。また、歳入の財政調整基金繰入金を1億6,171万7,000円減額し補正後予算額を0円としています。歳出では減債基金積立金を9,663万円追加しておりますので、よろしくお願いいたします。続いて、その他の主要な取組みについて御報告させていただきます。邑南町20周年記念式典イベントについて申し上げます。すでに議員の皆様には御案内していますが、令和6年10月6日日曜日の午前9時50分から健康センター元気館において開催します。記念式典には、島根県知事代理の石原副知事、福井島根県議会議員、洲濱名誉町民に御臨席いただき、郡内の町長、町議会議長、隣接の浜田市、江津市及び広島県安芸高田市、三次市の市長、北広島町の町長へもそれぞれ御案内をお送りしています。また、町の各種委員会委員、関係機関や関係団体、学校長など多数の皆様には御出席いただき、これまでの20年の歩みを振り返るとともに明るい未来へつながる式典となるよう現在準備を進めています。式典終了後第2部は、中学生高校生のパネルディスカッション、第3部は、成人若者の未来への主張発表を計画しています。ステージアトラクションとしては、邑南町イメージソング“さくらほろほろ”の合唱、やまんばんよさこい隊の演舞、石見あらがね太鼓の演奏を予定しています。万障繰り合わせの上御臨席賜りますよう重ねてお願いいたします。次に、個別避難計画の作成について申し上げます。災害対策基本法の改正により災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者の個別避難計画作成が、市町村の努力義務とされています。現在、阿須那・布施・日貫の3地区をモデル地区として指定し、自主防災組織や自治会、地区社協などの関係者へ個別避難計画の必要性やその作成手順、個人情報取り扱いなど、誰ひとり取り残さないためにできることを説明して計画作成を進めています。また、町内福祉事業所と個別避難計画作成業務委託契約を締結し、福祉専門職の皆さん

の御協力により計画作成に取り組んでいます。町内関係者との連携、避難協力への地域住民の理解を促し今後更に計画作成を進めてまいります。次に、内部統制制度について申し上げます。町民から信頼される質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、業務の管理及びその執行が法令に適合し適正に行われていることを確保し、本町の財政的損失の発生や信頼失墜の防止を図ることを目的として、邑南町内部統制基本方針にもとづき令和4年度から全庁的に取り組んでいます。2年目となる令和5年度の実施について、令和6年3月31日を評価基準日として財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施し、先般7月16日に評価報告書を監査委員へ提出し審査をお願いしました。令和4年度の実施において、要改善とされたリスク対策の改善措置が実施されているか、当該リスク対策に不備はないか改めて自己評価を行いましたが、評価期間中に運用上の重大な不備を複数把握したため、内部統制が有効に運用されていないと判断しています。把握した重大な不備の検証、再発防止に向けた改善措置を検討・実施するとともに、令和6年度においては、これまでの業務レベルでの内部統制に加えて全庁的な内部統制を取り入れることにより、人為的ミスの発生を抑制するため準備を進めています。次に、DXの推進について申し上げます。DXの推進は、実施可能なことから取り組む姿勢で進めています。今年度はお悔やみの手続を少しでも省力化できるよう、申請者の名前、住所の記入を極力減らす取組みを行っています。引き続き、書かない窓口、書かせない窓口の実現に向けて手続方法等を検討してまいります。邑南町LINE公式アカウントは主に母子保健の分野で活用を進めていますが、ごみ収集日の通知や道路の異常通報、クマの目撃情報通報など多彩な機能を有していますので、邑南町公式アプリとの連携を含め多くの町民の方に利用していただけるようにバージョンアップしてまいります。次に、ケーブルテレビ設備の更新について申し上げます。現在皆さまに利用いただいているケーブルテレビ設備は、整備から10年以上経過しており各種機器の更新を進めているところです。令和2年度より行っているONUの更新について、今年度は羽須美地域阿須那地区・口羽地区及び瑞穂地域高原地区・布施地区を予定しています。安定的な通信サービスの提供を行うため、確実に事業実施してまいります。次に、道の駅瑞穂再整備事業について申し上げます。工事の施工状況ですが、現在、融雪設備整備工事・本体建築等工事ほか2件の工事を進めており、8月28日には道の駅外構工事の入札を執行し仮契約を締結したところです。本件の工事請負契約について、今定例会に工事請負契約の締結議案を提出しています。各工事の進捗状況について、8月末時点では融雪設備整備工事が約65%となっており、9月より駐車場のコンクリート舗装工事に入る予定です。また、本体建築等工事は約10%となっており、9月より鉄骨資材の現地搬入・建て方工事に入る予定です。引き続き、地域の皆さまの御協力をいただきながら

安全を最優先に工事を進めてまいります。次に、脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。今年度はP P Aによる太陽光発電設備整備の繰越予算分の公共施設は、瑞穂ハンザケ自然館、石見浄化センター、瑞穂地区下水処理施設、上田所浄水場、市木小学校、口羽中央集会所の計6件と民間事業所4件の事業に着手し、今年度内の供用開始に向け準備を進めています。また、今年度予算分として屋根置き及び野立てによる整備に加えソーラーカーポートの設置も想定しており、公共施設は石見中学校1件、民間事業所4件、一般住宅21件の事業に着手していると確認しております。さらに、ソーラーシェアリングについては、島根県立矢上高等学校の第2農場で55.2KWの発電設備整備が10月末の完了予定で、今年度中に供用開始する予定です。そのほかにも整備を希望される地権者及び生産者を募っています。いずれも共同提案者である“おおなんきらりエネルギー”が事業主体となっており、今年度は繰越予算分を含め2409.52KWの発電容量が整備され、年間約4,400万円分の町内消費が確保される見通しであると確認しています。また、小売電気事業では町内22件の公共施設に対して電力の供給を行っており、町を中心に高圧電力施設への電力供給の働き掛けを進めていると報告を受けています。次に、公共交通施策について申し上げます。おおなんバス邑南川本線再編の一環として実証実験を実施した瑞穂矢上線は、令和6年4月1日より正式に路線運行を開始しています。この路線により道の駅瑞穂から出羽高原を経由して石見方面へ運行し、瑞穂地域から石見地域のアクセスの利便性向上が図られていると考えています。また、邑南川本線で運行している車両1台が老朽化しているため今年度に車両を更新することとし、今年度末の納入を予定しています。邑南川本線は、朝夕に中学生や高校生の通学利用の乗車が多く新車両の導入により安心安全な運行を継続してまいります。次に、今年度から本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる、邑南町地域公共交通計画の作成に取り組んでいます。町民の移動実態を把握するとともにニーズ等の調査により本町における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通に関する施策等について検討し令和7年6月の策定を目指して作業を進めているところです。次に、邑南町20周年プロジェクト事業について申し上げます。邑南町20周年を盛り上げるために実施するイベントなどの事業について5月から6月にかけて募集したところ、想定をはるかに超える16団体からの申し込みがありました。7月の議会臨時会において事業費増額の補正予算を承認いただき、全ての事業が実施できる予算を確保することができました。これまでに4団体がコンサートなどの事業を完了し、現在も子ども向けや町内の団体が連携したイベントなどそれぞれの団体が創意工夫した事業の実施に向けて準備を進めています。こうした町民主体のプロジェクトが実施されることにより、邑南町20周年の機運が益々高まるものと期待をしています。次に、神紅の産地化について申し上げ

ます。今年度はおーなんアグサポ隊の研修を修了した7名の就農者のハウスの内、令和3年に植栽した4年生の園約70アールと、令和4年に植栽した3年生の園約80アールを中心に収穫が見込まれ、8月8日から出荷が開始されました。今年度の収穫量は昨年度の約400キログラムを大幅に上回り、また、着色が芳しくなく加工用にまわるものも多かった昨年度に比べ着色も良く、生果で出荷できる規格品も多くなることが期待されています。先般8月22日に、今年度設立された生産者組織 島根おちぶどう部会 の主催で神紅の出荷式が行われ、出荷検査では県の品質基準に基づき房の形や色・糖度などを確認したところ、色付きも良く糖度では23度と非常に高い数値を記録するなど良好な滑り出しとなっています。来年度からは成木となる5年生の園も増え更に収穫量の増加も見込まれることから栽培管理や技術の向上により、確実な生産と品質の向上が実現できるよう支援を継続してまいります。次に、令和6年産水稻の状況等について申し上げます。はじめに水稻の作付け状況ですが、令和6年産主食用水稻は896.3ヘクタールと前年度より約29ヘクタール3.1%の減少となりました。うち、ハーブ米コシヒカリは前年比8ヘクタール減の約109ヘクタール、ハーブ米きぬむすめは約13ヘクタールとなっています。また、主食用水稻のほかは飼料用イネが前年比2ヘクタール減の約79ヘクタールとなっています。次に、先般JAしまね島根おち地区本部から令和6年産米買い取り価格が公表されました。昨年と比較して、水稻うるち玄米1等30キログラム当たりで2,200円又は2,300円の引き上げで、主力米のコシヒカリ上は2,300円増の8,650円、きぬむすめ上は2,200円増の8,300円となっています。全ての品種においてJAしまね合併以来の最高値で約30年前の水準となりましたが、農林水産省が公表した6月末のコメの民間在庫量が156万トンと過去最少であることや、近年の資材費・燃料費等の高騰もふまえた需給状況を勘案し今回の大幅な引き上げが決定されたとのことです。次に、観光庁の地域観光新発見事業について申し上げます。町で計画した里山資源と古民家宿を活用した体験型滞在観光の販売強化事業が、有識者の審査を経て事業採択され7月26日に公表されました。町内の里山資源等を活用した販売コンテンツの造成や磨き上げ、誘客に向けたホームページ更改などのコンテンツ販売のためのプロモーションが内容となっています。これに伴い、令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号（案）に事業費として1,045万円、国庫補助金702万2,000円を計上しています。次に、小さな拠点づくりモデル地区推進事業について申し上げます。令和2年度から令和6年度までの5か年の事業で、今年度が最終年度となっています。これまでのまとめと来年度以降の活動を継続していけるように、新たな5か年計画を策定することとなっています。この事業において、口羽・阿須那の両地区に人や交通の交流拠点として暮らしのターミナルをそれぞれの公民館を基に

整備しています。口羽地区は、7月末に工事が完了し羽須美支所と口羽公民館とをつなぐ渡り廊下の設置、自動扉の改修、事務室の拡張などを行い、バス・デマンド交通の待合施設としても整備を行いました。阿須那地区は、主に屋内屋外トイレの改修、自動扉の改修、空調の改修が12月末完了の予定で行われています。次に、口羽ターミナル整備事業について申し上げます。小さな拠点づくり事業において、口羽地区の暮らしのターミナル待合機能の整備を行いました。今後口羽ターミナル整備事業では、バスの乗降場整備を含むバスターミナルの整備、駐車場の造成を行ってまいります。現在測量及び設計を行っており、令和6年度中に用地を取得する予定です。令和7年度以降に、用地の造成、駐車場及びバスターミナルの整備を行う予定としています。次に、子育て支援について申し上げます。1歳までの子どもさんを養育しているしる家庭に毎月おむつなどの育児用品を提供する、おむつ等定期便事業を6月から開始しました。これは子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに対面での提供により、子育てについての不安や困りごとの軽減や必要な支援につなげることを目的とするもので、8月22日現在延べ49の御家庭に育児用品をお渡しし、その内生後3か月までの子どもさんを養育しておられる10の御家庭には、保健師や子育てサポーターが訪問しお渡ししました。子育て世帯からは喜びの声が聞かれるとともに、子どもの発育などに関する相談も寄せられ育児不安の解消につながっています。引き続きサポーターと子育て世帯が顔の見える関係を築くことで、子育て支援の利用につながりやすくするとともに、地域で子育てを応援していく機運を高めていきたいと思えます。次に、建設関係の事業について申し上げます。はじめに、浜田自動車道4車線化事業について申し上げます。令和4年3月に事業化され、事業主体のNEXCOWest Japan中国支社により調査設計等を進められています。7月1日に公表されました発注見通しによると、市木地内の猪子谷橋下部工工事が第3四半期に公告を予定され第4四半期に入札予定となっており、工事着工が待たれるところです。次に、島根県の事業について申し上げます。道路事業は、主要地方道浜田作木線日貫地内の吉原工区が、平成25年の事業着手以来11年の歳月を経て本年6月に完成し供用開始されました。県をはじめ皆さまの御尽力の賜であると深く感謝申し上げます。矢上地内の荻原工区では詳細設計を、高見工区では道路改良工をそれぞれ実施していただいています。国道261号の臼谷工区や主要地方道甲田作木線の西之原工区、主要地方道仁摩邑南線の荻原工区、主要地方道田所国府線の市木工区についても、継続して事業実施していただいています。砂防事業は、急傾斜地崩壊防止事業の中組地区が5月末に完成されました。横田川、田本地区、今年度新規箇所阿須那出羽川左支溪Lについても、事業を実施していただいています。農業農村整備事業は、平成26年度から事業を開始していただいた中山間地域総合整備事業が9月末で完了すると伺っています。

井原西地区のほ場整備事業、中南地区や新堤地区のため池整備事業、和田地区の避難路整備や邑南線の舗装修繕などの農道事業については、継続して実施していただいています。治山事業は今年度新規地区の布施地区や、継続事業として明泉谷地区・福原地区を実施していただいています。林道事業は、三坂小林線、岩屋徳前線、皆井田円の板線を継続して実施していただいています。続いて、町の事業について申し上げます。町道整備事業は、片田善教寺原線・簾金比羅線の改良工事を実施しています。農村整備事業は、ほ場整備事業として令和3年度から事業を開始しました下亀谷地区が8月末に完了しました。また、継続事業として小原迫地区を実施しています。地籍事業は、上田所地区をはじめ11地区の事業を実施しています。次に、教育委員会関係ですが、まず、学びのまち総務課の関係について申し上げます。はじめに、令和5年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価報告書についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、報告書を議会に提出し公表しなければならないと規定されており、今定例会において教育委員会から提出いたします。この報告書は、教育委員会の権限に属する事務について自らが自己点検評価を行い、学識経験者で構成された第三者評価機関の委員による意見を付してまとめたものです。なお、評価結果は教育行政推進の一助として令和6年度事業に反映させてまいります。次に、石見中学校旧校舎の解体工事についてです。8月11日から12日にかけて、旧校舎解体を前に「校舎さよなら会」を開催したところ、卒業生をはじめ地域の方々など414人の方々にお越しいただきました。皆さまそれぞれ、記念撮影や同級生との再会など、思い思いの時間を過ごされていました。なお、8月下旬より旧校舎の解体工事がはじまります。工事に際しましては、騒音や交通に関してご不便をおかけすることが予想されます。安全かつ円滑に進行するよう最大限の配慮を行ってまいります。御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。次に、部活動の全国大会等への出場について申し上げます。8月20日から22日にかけて石川県で開催された第55回全国中学校ソフトテニス大会に、羽須美中学校の岡崎尊さん、松谷龍之介さん、杉本風さん、谷樹さん、岡崎泰河さん、栗原有煌さん、服部元翔さん、三上蒼甫さんが出場されました。続いて、8月17日から20日にかけて福井県で開催された第51回全日本中学校陸上競技選手権大会に、瑞穂中学校の石橋翔汰さんが男子100メートル、金子一冴さんが男子110メートルハードル、日野山結心さんが女子100メートルハードルに出場されました。全国大会出場の経験が新たな挑戦につながると期待しています。次に、生涯学習関係について申し上げます。まず、昨年8月24日に公民館の屋外体験活動事業において遊具使用時に児童同士が接触し、翌日に児童が亡くなるという決して起こしてはならない事故が発生しました。この事故を受けて邑南町デイキャンプ事故検証委員会が設置され、現地調査や聞き取り調査

等から抽出された問題点や課題を踏まえ再発防止策を検討され、今後取り組むべき事項として提言をいただきました。そこから導き出された、再発防止の取り組みを反映した自然体験活動安全管理マニュアルを作成し、7月に邑南町ホームページで公開しました。併せて事故を受けて中止としていた公民館の屋外体験活動について、安全を担保した上で再開しています。中止していた期間を再発防止に向けた職員一人一人の意識改革に必要な期間と捉え、事業実施のためには計画段階から実施当日・事業終了後までの安全管理や危機管理の徹底について、必要な研修を行ってまいりました。この間町民の皆さまに御心配と御迷惑をおかけしたことを、大変申し訳なく思っております。今後も事故を風化させることなく再発防止に努め、事業を実施してまいります。次に、スポーツの活躍について申し上げます。8月下旬山梨県で開催された日本カヌースプリントジュニア選手権大会において、口羽地区出身で羽須美中学校卒業、現在島根県立島根中央高校3年生の藤倉萌さんが、女子カヤックシングル200メートルで見事優勝。500メートルにおいても5位入賞を果たされました。藤倉さんは中学校までは水泳。高校進学後にカヌーを始め今回の快挙を成し遂げられました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後開催される国民スポーツ大会をはじめ国内外の大会での更なる御活躍を期待しています。8月3日から6日まで神戸市で開催された第40回全日本小学生ソフトテニス選手権大会に、はすみスポーツ少年団の上口華弥さん、岡崎紗奈さん、岡崎幸村さんが島根県代表として出場されました。今回の経験を生かし更なる飛躍を期待いたします。9月21日から22日まで佐賀県で開催される第78回国民スポーツ大会グラウンド・ゴルフ競技に、石見地域の溝邊毅さんが島根県代表として参加されます。溝邊さんの御活躍を期待しています。また、フィンランド共和国との交流事業として10月22日から27日までエスポー高校の生徒16名が邑南町にいらっしゃいます。ホームステイ先を拠点とし、矢上高校や地域での交流を通じて文化の違いや考え方の違いなど多様な考えを知ることにより共生社会の実現をめざします。平和教育の一環として6月17日から8月8日までの約8週間、町内12公民館で広島市平和記念資料館からパネルをお借りし平和パネルの巡回展示を実施しました。また9月下旬には歩こう広島までの開催を予定しています。例年8月上旬の開催でしたが、この時期の気温を考慮し時期をずらしての開催となっています。歩行距離やルートも参加者の安全を最優先に考慮し変更しています。歩こう広島までの開催に先立ち9月中旬に平和の尊さについて学ぶ平和学習会を開催し、町民の方に参加を呼び掛けるとともに歩こう広島参加者には事前学習会としています。最後に、瑞穂ハンザケ自然館の新館長就任について申し上げます。7月1日付で桑原一司さんが館長に就任されました。桑原館長は、広島市立安佐動物公園の元副園長で長年オオサンショウウオをはじめとする動植物の研究のほか、町内でもこれまで動植物に

関する観察会や講演会を数多く実施されています。瑞穂ハンザケ自然館の実施する自然環境教育をより一層深めていくよう取り組んでまいります。次に、邑南町発注の公共事業についてですが、これは別紙一覧表で発注状況を報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、9月議会定例会の開会にあたり、本年度の諸施策について中間行政報告をさせていただきました。なお、本定例会に提案いたします議案等は、人事案1件、条例案6件、決算認定案7件、補正予算案6件、その他案3件合わせて23件としています。何卒慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。続きまして、諸般の報告をさせていただきます。令和6年第2回邑智郡総合事務組合議会定例会が8月30日に開催され、令和5年度の事業報告並びに決算報告が承認されましたので、その概要について御報告申し上げます。お手元に決算書をお配りしていますので御覧ください。まず、一般会計ですが2ページを御覧ください。歳入総額は11億1,507万3,704円となっています。歳入の主なものは、構成3町の負担金などで9億1,944万7,526円。国庫補助金が2,218万6,395円。前年度繰越金が6,129万9,145円などです。3ページを御覧ください。歳出総額は、10億5,960万7,809円となっています。歳出の主なものは、総務管理費が2億8,285万6,498円。清掃費が7億705万4,777円。特別会計繰出金が4,184万4,127円などです。4ページを御覧ください。歳入歳出差引額は5,546万5,895円ですが、繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源の321万300円を差し引きますと、実質収支額は5,225万5,595円です。また、清掃費に関します各処理量については、し尿処理量が1万1,145キロリットルで、前年度に対し116キロリットル減少しました。ごみ処理量の実績は、可燃ごみ搬入総量が9,835トンで前年度に比べ389トン減少しました。次に、介護保険特別会計について申し上げます。令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目になります。6ページを御覧ください。歳入総額は37億1,025万2,584円です。歳出総額は35億7,016万3,661円となっており、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億4,008万8,923円です。被保険者等の状況は令和5年度末で、第1号被保険者は7,663人で前年同月末に対し188人の減。認定者数は1,677人で前年同月末に対し16人の減。認定率は21.9%で前年同月末とほぼ同数値となっています。介護保険料の収納状況は、令和5年度の未納額が総額94万7,411円で未納者は32人。収納率は99.83%です。未納者に対しては、給付制限などの不利益処分が発生しないよう事務組合と3町が連携をとり、早期完全納付に向け納付相談活動を継続してまいります。以上御報告申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 5 諮問第 2 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 5。諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦を議題といたします。提出者からの説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 諮問第 2 号の提案理由を御説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児・児童に対する虐待やいじめ・体罰など子供に関する問題、高齢者や障害者に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中にあって人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取組み、気軽に相談に応じその解決に熱意を有する候補者を、市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。諮問第 2 号において、推薦につき意見を求めようとする日野眞理子氏につきましては、長年、旧石見町職員・邑南町職員として奉職され、保育所の保育士業務に携わっておられ、経験や知識が豊富であり人格見識ともに優れておられることから、日高誠氏が任期満了を迎えられるに当たり新たにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。お諮りをいたします。諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦は、原案に御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦は、原案に異議のないものと答申することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 6 認定第1号、 日程第 7 認定第2号 ）  
（ 日程第 8 認定第3号、 日程第 9 認定第4号 ）  
（ 日程第10 認定第5号、 日程第11 認定第6号 ）  
（ 日程第12 認定第7号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第12。認定第7号令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定まで、7件を一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 認定第1号から認定第7号までの提案理由を御説明申し上げます。認定第1号から認定第7号は、令和5年度の各会計の決算について議会の認定に付するものでございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

●石橋議長（石橋純二） 説明の途中でございますがここで休憩に入らせていただきます。再開は10時40分とさせていただきます。

—— 午前 10時 23分 休憩 ——

—— 午前 10時 40分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上課長（三上和彦） 認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算書で御説明をさせていただきます。1ページから11ページまでが一般会計の歳入歳出決算書でございます。6ページ7ページをお開きください。歳入合計でございます。収入済額は、156億6,800万6,146円でございます。10ページ11ページをお開きください。歳出合計でございます。支出済額は、152億5,356万7,270円でございます。歳入歳出差引残額は、4億1,443万8,876円でございます。前年度と比べて、収入済額支出済額いずれも14.0%増となっています。12ページ13ページをお開きください。事項別明細書で主な項目を御説明いたします。歳入でございます。1款町税でございます。町税全体の額でございますが、調定額11億5,346万8,509円に対し、収入済額は11億3,332万3,785円、収納率は98.3%で、前年度と比べて、0.3ポイント上がっています。また、不納欠損額は、前年度と比べて10万6,730円増額の32万4,430円、収入未済額は、前年度と比べて290万3,293円減額の1,982万294円でございます。16ページ17ページをお開きください。10款地方交付税でございます。収入済額は前年度と比べて0.5%の増、額にして2,814万円の増額の62億6,965万6,000円でございます。地方交付税の増額の要因は、普通交付税が国の補正予算により、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費の創設などにより5,960万5,000円の追加となり、特別交付税が3月交付分がルール分以外で特別の財政事情、国税の増収に伴い配分が増えたことによるものでございます。24ページ25ページをお開きください。14款国庫支出金でございます。調定額は前年度と比べて3億8,317万9,571円増額の、21億7,848万8,143円でございます。収入済額は前年度と比べて3億8,164万1,571円増額の、18億62万6,143円でございます。収入未済額は3億7,786万2,000円でございます。調定額が増えた主な要因は26ページ27ページの、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が前年度と比べて3億2,812万円増額の、4億1,804万2,000円等によるものでございます。収入未済額の要因は、繰越明許に伴うものでございます。30ページ31ページをお開きください。15款県支出金でございます。調定額は前年度と比べて3億6,141万6,313円減額の、12億5,970万2,759円でございます。収入済額は前年度と比べて4億1,429万4,417円減額の、10億7,504万539円でございます。収入未済額は1億8,466万2,220円でございます。調定額の減額の主な要因は、道の駅瑞穂整備事

業費負担金が前年度と比べて2億6,369万4,500円の減額の、1億6,599万400円、40ページ41ページの災害復旧費県補助金が前年度と比べて1億859万3,984円減額の、6,238万16円などによるものでございます。また、収入未済額の要因は、繰越明許に伴うものでございます。44ページ45ページをお開きください。17款寄附金でございます。調定額及び収入済額は前年度と比べて、4,791万2,115円減額の、1億4,355万2,440円でございます。ふるさと寄附金は前年度と比べて5,031万5,000円減額の、1億3,828万8,000円でございます。企業版ふるさと納税寄附金は前年度と比べて200万円増額の、400万円でございます。18款繰入金でございます。収入済額は前年度と比べて4,408万4,797円増額の、5億264万4,797円でございます。46ページ47ページをお開きください。主な基金繰入金を申し上げます。減債基金繰入金は前年度と比べて2,717万8,000円増額の、1億6,436万9,000円、まちづくり推進基金繰入金は前年度と比べて1,700万円減額の、1,240万円で、ふるさと基金繰入金は前年度と比べて790万5,000円減額の、1億7,445万6,000円、日本一の子育て村推進基金繰入金は前年度と比べて6,451万7,000円増額の、7,956万3,000円、邑南町森林環境保全対策基金繰入金は前年度と比べて365万8,000円減額の、4,305万9,000円でございます。19款繰越金でございます。前年度と比べて1億1,626万2,189円増額の、3億6,054万4,291円でございます。48ページ49ページをお開きください。20款諸収入でございます。収入済額は前年度と比べて676万121円減額の、2億6,529万9,283円でございます。収入未済額は前年度と比べて3,703万6,585円増額の、5,887万8,025円でございます。収入未済額の要因の主なものは、繰越明許に伴うものでございます。56ページ57ページをお開きください。21款町債でございます。調定額及び収入済額は前年度と比べて17億8,875万1,000円増額の、33億2,500万1,000円でございます。62ページ63ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費の支出済額は前年度と比べて1億4,484万7,638円増額の、28億759万4,845円でございます。増額の主な要因は、64ページ65ページの03財政調整基金管理費が前年度と比べて2億3,279万9,204円増額の、4億1,932万3,706円、74ページ75ページの017公共施設等総合管理計画費が前年度と比べて、707万3,000円増額の、957万円、82ページ83ページの037邑学館整備事業費が前年度と比べ9,100万5,740円増額の、3億2,396万9,551円、042脱炭素先行地域づくり事業費が前年度と比べて2億2,617万8,403円増額の、2億2,676万1,964円な

どによるものでございます。９８ページ９９ページをお開きください。３款民生費の支出済額は前年度と比べて６，０４０万５，００１円増額の、２６億１，２４４万６，４５９円でございます。この増額の主な要因は、１０４ページ１０５ページの０３６電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費及び０３９電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（追加分）が、前年度と比べて皆増の１億６，７２７万９，２５５円、０４１低所得（均等割のみ課税）世帯物価高騰重点支援給付金給付事業費が前年度と比べて皆増の３，１８７万２，５８４円、０４２低所得子育て世帯高騰重点支援給付金給付事業費が前年度と比べて皆増の５４９万３，８８６円などでございます。１２６ページ１２７ページをお開きください。４款衛生費の支出済額は、前年度と比べて７億４，１７５万８，６７４円増額の２２億２，６０８万６，１８６円でございます。増額の主な要因は、１４０ページ１４１ページの８目病院費が前年度と比べて８億９０万９，０００円増額の１１億９，１０２万８，０００円などによるものでございます。１４２ページ１４３ページをお開きください。６款農林水産業費の支出済額は、前年度と比べて５，９６５万３，２３８円減額の１４億３，８３７万４，２０８円でございます。減額の主な要因は、前年度あった邑南町農産物生産継続支援給付金給付事業費（臨時交付金）が２，８７３万５，２１６円の皆減、１４４ページ１４５ページの０９邑南町畜産経営継続支援給付金給付事業費（臨時給付金）が前年度と比べて、２３４万８，２７４円減額の４９３万２，４１８円、１４６ページ１４７ページの００３中山間地域等直接支払事業費が、前年度と比べて５４４万７７６円減額の２億３，６８１万３，１４７円、００５多面的機能支払事業費が、前年度と比べて４２２万８，５４７円減額の１億２，９４３万６，４１３円、１４８ページ１４９ページの００８地産地消推進事業費が、前年度と比べて３２７万７，８００円減額の１４１万６，５００円、１５８ページ１５９ページの００１地籍調査費が、前年度と比べて２，２２９万８，４５２円減額の１億５７３万５，４９７円などでございます。１６４ページ１６５ページをお開きください。７款商工費の支出済額は、前年度と比べて９，３０１万８，３７０円減額の２億６，０３７万３，２６２円でございます。この減額の主な要因は、１６６ページ１６７ページの０１９邑南町商品券発行事業費（町単独分）が、前年度実施した邑南町商品券発行事業費（臨時交付金）と比べて１億２２２万４，６７０円減額の７９万３，１１０円などによるものでございます。１７４ページ１７５ページをお開きください。８款土木費の支出済額は、前年度と比べて１億３，２５２万３，８７２円増額の９億７，６７１万２，０７８円でございます。この増額の主な要因は、１８０ページ１８１ページの２項道路橋りょう費３目道路新設改良費が、前年度と比べて７，３７１万１，９３７円増額の２億６，４２３万１，８５６円、１８４ページ１８５ページの３

項河川費４目河川等災害関連費の００１緊急自然災害防止対策事業費（河川）が、前年度と比べて皆増の２，２８３万６，０００円、１８６ページ１８７ページの４項住宅費１目住宅管理費の００３既設公営住宅ストック改善事業費が、前年度と比べて、４，１２３万２，９１３円増額の４，９８２万１，６９９円、２目住宅建設費の００３若者定住住宅建設事業費（日貫）が、前年度と比べて４，６０４万４，３４５円増額の５，８７８万１４５円、００５公営住宅建設費（根布団地）が、前年度と比べて１，８９８万６，４９９円増額の３，０８７万１，３００円等によるものでございます。１８８ページ１８９ページをお開きください。９款消防費の支出済額は前年度と比べて、９８８万２，８７２円増額の４億２，８１５万３，８６５円でございます。この増額の主な要因は、１９０ページ１９１ページの３目消防設備費の００６消防車整備費０１消防積載車整備費が前年度と比べ、皆増の１，５７１万５，２２１円などによるものでございます。１９２ページ１９３ページをお開きください。１０款教育費の支出済額は前年度と比べて、１０億７，８１６万４５４円増額の２７億５，２３６万９，６０８円でございます。この増額の主な要因は、２１６ページ２１７ページの３目学校建設費の０１８石見中学校建設事業費が前年度と比べて、１１億８，５７８万６，４９７円増額の１６億９，８８５万７，９６４円などによるものでございます。２３４ページ２３５ページをお開きください。１１款災害復旧費の支出済額は前年度と比べて、２億２，４８７万９，２５５円減額の８，３６２万１，１２２円でございます。この減額の要因は、１項農林水産施設災害復旧費が前年度と比べて、１億５，７６５万８，３７８円減額の５，６５４万７，９２２円、２３８ページ２３９ページの２項公共土木災害復旧費が前年度と比べて、６，７２２万８７７円減額の２，７０７万３，２００円などによるものでございます。１２款公債費の支出済額は前年度と比べて、７，６９１万５，１１４円増額の１５億７，３９９万１，２４７円でございます。２４２ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が１５６億６，８００万６，０００円、歳出総額が１５２億５，３５６万７，０００円、歳入歳出差引額が４億１，４４３万９，０００円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が９，８３７万１，０００円、実質収支額でございますが３億１，６０６万８，０００円でございます。以上、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付すものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 令和５年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申しあげます。決算書の２４４ページ２４５ページをお開きください。はじめに歳入合計でございますが、予算現額１２億４，８４３万５，０００円に対しまして、調定額は１２億７，１８７万１，６８５円、収入済額は１２億５，１４６万４，９７０円、収入未済額は２，０４０万６，７１５円でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして、６，０２０万２，４０３円の減額、率にして４．６％の減でございます。続きまして、２４６ページ２４７ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は、１２億３，９９６万２，１５３円、翌年度繰越額はございませんで不用額は８４７万２，８４７円でございます。支出済額は、前年度と比較いたしまして５，８９１万５，４０５円の減額、率にして４．５％の減でございます。また、歳入歳出差引残額は１，１５０万２，８１７円でございます。主な項目につきましては事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。２４８ページ２４９ページをお開きください。１款国民健康保険税１項国民健康保険税でございますが、調定額１億６，１１５万９，６０７円に対しまして、収入済額は１億４，０７５万２，８９２円、収入未済額は２，０４０万６，７１５円でございます。収納率は、前年度と比較いたしまして０．５ポイント下がり８７．３％、収入未済額は前年度と比較いたしまして３８３万５，２９２円の減額でございます。４款国庫支出金２項国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金が３万７，０００円、２５０ページ２５１ページにあります健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金が２万５，０００円でございます。次に５款県支出金２項県補助金２目保険給付費等交付金のうち、１節普通交付金が８億８，１８５万３，５８１円でございます。これは町が保険者として支払う７割相当部分の療養給付などの補填分でございます。前年度と比較いたしまして３，９７６万９，４０１円の増額、率にして４．７％の増でございます。また２節特別交付金につきましては、５，９２０万３，０００円でございます。これは国が町の状況に応じて交付する保険者努力支援分などでございます。前年度と比較いたしまして５，４６６万円の減額でございます。次に、９款繰入金１項基金繰入金につきましては、国民健康保険事業基金を１，７０７万７，０００円取り崩しております。次に、同款２項他会計繰入金１目一般会計繰入金につきましては、１節保険基金安定繰入金及び２節一般会計繰入金合わせまして、１億２，９０９万３，７７６円でございます。次に、２５２ページ２５３ページをお開きください。１０款繰越金でございます。前年度からの繰越金が１，２７８万９，８１５円でございます。次に、１１款諸収入でございますが、１，０５５万４，９７９円が収入済額でございます。

主な内訳といたしましては、延滞金、保険給付返還金、第三者行為償還金でございます。続きまして、歳出でございます。254ページ255ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費でございますが、人件費、事務費のほか、邑智郡総合事務組合負担金、国保連合会負担金などございまして、5,657万8,965円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして8,059万7,425円の減額でございます。主な要因といたしましては、国保標準システムの導入が令和4年度に完了したためそれに伴う邑智郡総合事務組合負担金の減額でございます。次に、2款保険給付費1項療養諸費でございます。7億6,814万5,766円が支出済でございます。次に、256ページ257ページをお開きください。同款2項高額療養費につきましては、1億1,572万5,422円が支出済でございます。次に、258ページ259ページをお開きください。同款3項助産諸費1目出産育児一時金につきましては5件で242万円、4項葬祭諸費につきましては17件で51万円、6項傷病手当金につきましては1件で1万3,135円が支出済でございます。次に、5款保健事業費につきましては、1,067万1,130円が支出済でございます。主なものといたしましては、260ページ261ページにあります2項特定健康診査等事業費でございます。次に、7款1項基金積立金につきましては、1,173万6,327円を積み立ていたしました。次に、9款諸支出金につきましては、1,252万9,233円が支出済でございます。前年度保険給付費等交付金の返還や、特別交付金に含まれておりますへき地直営診療所分の直営診療所事業特別会計への繰出金が主な内容でございます。次に、262ページ263ページをお開きください。12款の国民健康保険事業費納付金でございます。これは島根県へ納めているもので、2億6,028万3,207円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして2,292万2,373円の減額、率にして8%の減でございます。最後に、264ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が12億5,146万5,000円、歳出総額が12億3,996万2,000円、歳入歳出差引額が1,150万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の1,150万3,000円でございます。続きまして、令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算書の266ページ267ページをお開きください。はじめに歳入合計でございますが、予算現額1億2,545万5,000円に対しまして、調定額は1億2,509万1,269円、収入済額は調定額と同額ございまして、収入未済額はございません。収入済額は、前年度と比較いたしまして395万1,606円の増額でございます。続きまして、268ページ269ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は1億

2, 016万2, 927円、不用額は529万2, 073円でございます。前年度と比較いたしまして、667万6, 765円の増額でございます。また、歳入歳出差引残額は、492万8, 342円でございます。主な項目につきましては、事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。270ページ271ページをお開きください。1款診療収入でございます。4か所の診療所を合わせまして収入済額は、3, 842万6, 987円でございます。前年度と比較いたしまして122万339円の減額でございます。次に、272ページ273ページをお開きください。5款県支出金1項県補助金4目へき地医療対策費補助金につきましては、1, 007万8, 000円でございます。へき地診療所の認定基準変更のため令和5年度より矢上診療所と井原診療所が新たにへき地診療所に認定され、それに伴いへき地医療対策費補助金の補助対象となったため増額となっております。次に、8款繰入金1項他会計繰入金でございますが、1目一般会計繰入金につきましては4か所の診療所の運営費補填分といたしまして5, 496万1, 394円でございます。前年度と比較いたしまして656万982円の減額でございます。同款3項事業勘定繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計の特別調整交付金に阿須那診療所と日貫診療所のへき地直営診療所分が算入されており、その算入分が425万9, 000円でございます。次に、9款繰越金は前年度繰越金でございまして、765万3, 501円でございます。次に、274ページ275ページをお開きください。10款諸収入2項受託事業収入につきましては、819万7, 137円でございます。阿須那診療所は全体的に受託件数が減となっているものの、阿須那・日貫・矢上診療所で新型コロナウイルスワクチン接種を受託しておりますので、前年度と比較いたしまして約115万円の増額、矢上診療所の後期高齢者健診など受託件数が増えた項目がございましたので最終的に60万7, 224円の増額でございます。続きまして、歳出でございます。278ページ279ページをお開きください。1款総務費1項施設管理費は、4か所の診療所の管理費でございまして、合わせまして8, 583万7, 061円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、746万4, 778円の減額でございます。主な要因といたしましては、矢上診療所の看護師の1名減によるものでございます。次に、280ページ281ページをお開きください。2款医業費でございます。1項医業費1目医療用機械器具費につきましては、阿須那診療所及び矢上診療所の医療機器管理費及び整備費でございまして、合わせまして211万9, 403円が支出済でございます。前年度と比較いたしまして、570万2, 411円の減額でございます。次に、282ページ283ページをお開きください。同款同項3目医療用衛生材料費につきましては、4か所の診療所の診療材料費・薬品費・検査委託費でございまして、合わせまして980万7, 562円が支出済でございます。前年度と比較い

たしまして、５６万１，９６５円の減額でございます。４款１項公債費でございます。町債償還金のうち令和元年度借り入れ分の元金償還が始まり元金と利子分を合わせまして、２，２３９万８，９０１円が支出済でございます。次に、９８款予備費でございますが、予算額７５万８，０００円のうち総務費の施設管理費、医業費の医療用機械器具費、諸支出金の償還金及び還付加算金へ合わせまして３１万４，０００円を充用いたしました。最後に、２８６ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が１億２，５０９万１，０００円、歳出総額が１億２，０１６万３，０００円、歳入歳出差引額が４９２万８，０００円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の４９２万８，０００円でございます。続きまして、認定第４号令和５年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算書の２８８ページ２８９ページをお開きください。はじめに歳入合計でございますが予算現額３億８，０９２万円に対しまして、調定額は３億８，２４６万３，１１２円、収入済額は３億８，１７６万９，３５２円、収入未済額は６９万３，７６０円でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして、５万１，９７４円の減額でございます。続きまして、２９０ページ２９１ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額は歳入合計額と同額でございます。支出済額は３億７，７６１万４，４２８円、翌年度繰越額はございませんで不用額は３３０万５，５７２円でございます。支出済額は前年度と比較いたしまして、７６万５，８０１円の減額でございます。また、歳入歳出差引残額は、４１５万４，９２４円でございます。主な項目につきましては事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。２９２ページ２９３ページをお開きください。１款後期高齢者医療保険料でございますが、１目特別徴収保険料につきましては年金から引き去りされるものでございます。２目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により直接納付されるものでございます。保険料全体の収入済額は、１億３，９３８万４，６５８円でございます。備考欄の現年度分につきましては、債務者への過誤納金還付未済額が延べ８件合計で２万６２０円でございますので、収入未済額は、２目普通徴収保険料１節現年度分の２１万６，１２０円と２節滞納繰越分の４９万８，２６０円を合わせまして７１万４，３８０円でございます。なお、還付未済額を考慮した実質の保険料全体の徴収率は、９９．４９％でございます。次に、５款繰入金１項一般会計繰入金でございますが、２億２，３９２万２，７１２円でございます。次に、６款繰越金でございますが前年度繰越金でございますして、３４４万１，０９７円でございます。次に、２９４ページ２９５ページをお開きください。７款諸収入２項広域連合納付金でございますが、１，５００万９，７８５円でございます。前年度の療養給付費負担金精算金が主なものでございます。続きまして、歳出でござ

います。296ページ297ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費につきましては、1,009万8,789円が支出済でございます。主なものは邑智郡総合事務組合負担金でございます。次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料負担金・療養給付費負担金合わせまして、3億6,710万2,245円が支出済でございます。次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、3万6,300円が支出済でございます。次に、298ページ299ページをお開きください。98款予備費でございますが、予算額104万7,000円のうち諸支出金の償還金及び還付加算金へ7,000円を充用いたしました。最後に、300ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が3億8,176万9,000円、歳出総額が3億7,761万4,000円でございます。歳入歳出差引額が415万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の415万5,000円でございます。以上、3会計につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定に付すものでございます。よろしくお願いいたします。

**○高瀬水道課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、高瀬水道課長。

**○高瀬水道課長（高瀬満晃）** 認定第5号令和5年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。302ページから305ページまでが下水道事業特別会計歳入歳出決算書です。詳細は事項別明細書で説明しますので、ここでは合計額のみといたします。302ページの歳入の予算現額は11億3,370万7,000円、調定額は11億3,905万3,531円、収入済額は11億1,866万3,165円、不納欠損額は4,320円、収入未済額は2,038万6,046円です。収入未済額につきましては、3月31日打ち切り決算以降の収納となる3月請求の下水道料金が主なものでございます。続きまして304ページの歳出ですが、予算現額は歳入と同額の11億3,370万7,000円、支出済額は9億2,280万1,784円、不用額は2億1,090万5,216円です。歳入歳出差引残高は、1億9,586万1,381円でございます。なお、この残高は下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により公営企業会計へ引き継いでおります。次に、決算書の内容につきまして、306ページからの事項別明細書で説明します。はじめに歳入です。1款分担金及び負担金、調定額384万円に対し収入済額は280万円で、内訳は生活排水処理事業費分担金20万円、農業集落排

水事業費分担金１４０万円、下水道事業費分担金１２０万円です。収入未済額は１０４万円です。次に、２款使用料及び手数料、調定額１億７，７５１万４，８３９円に対し、収入済額は１億５，８１６万４，４７３円で、内訳は生活排水処理、農業集落排水、下水道の使用料などでございます。不納欠損額は４，３２０円、収入未済額は１，９３４万６，０４６円です。次に、３０８ページ３款国庫支出金調定額、収入済額とも同額の１億２，２４６万９，０００円で、内訳は循環型社会形成推進交付金４２３万４，０００円、下水道整備費補助金２，９２８万５，０００円、農業集落排水事業費補助金８，８９５万円です。次に、６款繰入金、調定額、収入済額とも同額の６億３，９６６万９，１１３円で、内訳は生活排水処理事業基金繰入金３，０４６万２，８４２円、下水道事業基金繰入金３，６６４万２，２７１円。３１０ページを御覧ください。一般会計繰入金、内訳は下水道事業１億７，１３９万２，０００円、農業集落排水事業３億１，１９８万３，０００円、生活排水処理事業８，９１８万９，０００円です。次に、７款繰越金、収入済額２，２６２万３０９円です。次に、９款町債、収入済額は１億６，７３０万円で、これは合併処理浄化槽整備などに係る生活排水処理事業債、農業集落排水設備の更新などに係る農業集落排水事業債、下水道の長寿命化事業などに係る下水道事業債と生活排水処理事業、農業集落排水事業、下水道事業に係る資本費平準化債及び公営企業会計適用債です。続きまして、３１２ページの歳出です。１款衛生費、合併浄化槽等の維持管理等を行う経費として、１目生活排水処理事業一般管理費７，１９９万５，３５６円、次に、浄化槽市町村整備推進事業費及び生活排水処理施設機器改修事業費として、２目生活排水処理事業費１，５４０万７，３２７円です。次に、２款農林水産業費１目農業集落排水事業一般管理費９，１３３万６，４５０円。次に、３１４ページです。農業集落排水施設機器改修事業費、瑞穂地域遠方監視システム改修事業費及び農業集落排水施設計画策定事業費として、２目農業集落排水事業費１億４，３９９万１，２８２円です。次に、３款土木費、１目下水道事業一般管理費８，１４３万５，６８３円。次に、３１６ページです。下水道ストックマネジメント事業として、２目下水道整備費５，９８８万５，２１１円です。５款公債費、１目元金４億８８０万７，３０６円、２目利子４，９９４万３，１６９円です。次に、３１８ページ実質収支に関する調書でございます。歳入総額１１億１，８６６万３，０００円、歳出総額９億２，２８０万２，０００円、歳入歳出差引額１億９，５８６万１，０００円、実質収支額１億９，５８６万１，０００円となります。以上、令和５年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付すものでございます。よろしくお願いいたします。

○新井情報みらい創造課長課長補佐（新井紀弘） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、新井情報みらい創造課長補佐。

○新井情報みらい創造課長補佐（新井紀弘） 認定第6号令和5年度呂南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。決算書の319ページをお開きください。319ページから323ページまでが歳入歳出の決算書でございます。主な事業の項目につきましては事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは総額のみを申し上げます。歳入でございます。320ページ321ページを御覧ください。予算現額7億9,176万円、調定額5億8,957万1,026円、収入済額5億8,863万6,651円、不納欠損額6,172円、収入未済額が92万8,203円でございます。322ページ323ページをお開きください。歳出でございます。予算現額は歳入と同額でございます。支出済額5億6,522万4,889円、翌年度繰越額1億8,939万8,000円、不用額は、3,713万7,111円、歳入歳出差引残額は2,341万1,762円でございます。続きまして、事項別明細書で主なものをご説明いたします。324ページ325ページをお開きください。歳入でございます。1款分担金及び負担金の情報通信施設負担金の収入済額が、330万4,000円。これは新規の施設加入負担金と引き込み工事負担金でございます。次に、2款使用料及び手数料でございますが、使用料の情報通信施設使用料は基本チャンネルの利用料やインターネットの利用料などで手数料と合わせ合計で、2億5,116万5,256円でございます。次に、326ページ327ページをお開きください。6款繰入金でございます。基金繰入金が734万5,000円、次ページの一般会計繰入金が1,921万6,000円、合計で2,656万1,000円となっております。次に、328ページ329ページをお開きください。8款諸収入の雑入でございますが、2,540万2,458円となっております。この主なものですが、消費税の還付金、NHKの団体一括手数料、工事などの支障移転に係る補償費などでございます。次に、9款町債でございます。情報通信施設整備事業の財源として、2億6,750万円起債しております。次に、330ページ331ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費の電気通信事業一般管理費でございますが、2億4,937万10円となっております。この主なものは、まず、12節の委託料がインターネットとIP電話に係るサービス業務委託、各種機器等の保守料とおおなんケーブルテレビへの業務委託などで、総額1億3,098万6,504円。13節の使用料及び賃貸料がサーバー等機器のリース料、IP電話回線の使用料、NHKの受信料などで、総額8,098万6,745円。14節の

工事請負費が支障移転工事などで、総額2,325万4,858円でございます。次に、332ページ333ページを御覧ください。2款電気通信事業費でございます。放送設備及び通信設備の整備事業が、2億7,327万2,774円の事業費となっております。なお、半導体製品の調達が遅延しているため1億8,939万8,000円の繰越しをしております。3款基金積立金でございますが、3,565万4,786円を電気通信事業基金に積み立てております。4款公債費でございますが、692万7,319円を借入金の元利償還金として支出いたしました。336ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が5億8,863万7,000円、歳出総額が5億6,522万5,000円、歳入歳出差引額が2,341万2,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源として、先ほど申し上げました通信施設整備事業への財源が9万8,000円となります。これを歳入歳出差引額から減じまして、実質収支額が2,331万4,000円となっております。以上、令和5年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○高瀬水道課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、高瀬水道課長。

**○高瀬水道課長（高瀬満晃）** 認定第7号令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定について説明いたします。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度邑南町水道事業決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。1ページをお開きください。決算報告書を説明いたします。なお、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては消費税を含んでおります。収益的収入及び支出の収入としまして、第1款水道事業収益の決算額は、4億2,512万7,243円、予算額と比較しますと50万2,757円の減です。内訳としましては、第1項営業収益は2億1,507万1,794円、第2項営業外収益は2億1,005万5,449円となっております。次に、支出でございます。第1款水道事業費用の決算額は4億54万6,820円、予算額に対して1,856万9,180円の不用額となりました。内訳としましては、第1項営業費用は3億6,501万9,894円、翌年度繰越額446万7,000円、第2項営業外費用は3,552万6,926円、第3項予備費については0円となっております。続きまして資本的収入及び支出について説明いたします。2ページをお開きください。収入としまして、第1款資

本格的収入の決算額は3億6,897万2,562円、予算額と比較しますと2,207万7,438円の減です。内訳としましては、第1項企業債は1億8,840万円、第2項国庫補助金は4,987万1,000円、第3項他会計補助金は1億2,340万8,000円、第4項工事負担金は710万9,300円、第5項その他資本的収入は18万4,262円となっております。次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は5億8,039万6,422円、予算額に対し182万1,508円の不用額となりました。内訳としましては、第1項建設改良費は2億9,818万921円、翌年度繰越額3,398万6,000円、第2項企業債償還金は2億8,221万5,501円となっております。支出欄外に記載していますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億1,142万3,860円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,558万2,972円、過年度分損益勘定留保資金1億184万9,645円、当年度分損益勘定留保資金9,399万1,243円で補填しております。続きまして3ページをお開きください。邑南町水道事業損益計算書について説明いたします。1. 営業収益は1億9,555万771円、2. 営業費用は3億5,736万1,521円ですので、営業損失は1億6,181万750円でございます。3. 営業外収益は2億999万9,076円、4. 営業外費用は3,545万4,764円ですので、経常利益は1,273万3,562円、当年度純利益は1,273万3,562円、また、前年度繰越利益剰余金は4,838万6,689円ですので、当年度未処分利益剰余金は6,112万251円でございます。続きまして4ページをお開きください。邑南町水道事業剰余金計算書について説明いたします。資本金及び剰余金のうち資本剰余金につきましては、当年度変動額が0円。利益剰余金のうち未処分利益剰余金当年度末残高が、当年度純利益1,273万3,562円を加え6,112万251円となり、資本合計の当年度末残高は15億1,306万6,875円でございます。続きまして6ページをお開きください。水道事業貸借対照表について説明いたします。まず資産の部です。1. 固定資産合計は56億1,280万5,241円、2. 流動資産合計は2億6,154万9,110円ですので、資産合計は58億7,435万4,351円でございます。次に、7ページ負債の部です。3. 固定負債合計は21億6,725万5,302円、4. 流動負債合計は3億7,225万1,133円、5. 繰延収益合計は18億2,178万1,041円ですので、負債合計は43億6,128万7,476円でございます。次に、資本の部です。6. 資本金合計は14億5,128万4,500円、7. 剰余金合計は6,178万2,375円ですので、資本合計は15億1,306万6,875円となり、負債資本合計は58億7,435万4,351円でございます。以下、9ページから決算附属書類を添付しておりますので御確認ください。よろ

しくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 決算審査の報告 ）

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、監査委員から令和５年度邑南町各会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。審査結果について代表監査委員からの報告を求めます。

○森脇代表監査委員（森脇義博）　　議長、番外。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、森脇代表監査委員。

○森脇代表監査委員（森脇義博）　　令和５年度の一般会計と各特別会計及び水道事業会計につきまして、それぞれ決算審査を行いました。お手元の審査意見書のとおり報告をさせていただきますが、意見書の説明の詳細は説明資料を御覧いただくということでもよろしくお願い申し上げます。水道事業会計は去る６月４日に、一般会計と５特別会計は７月１６日に、それぞれ町長から審査付託を受けまして、計数の確認、帳票や関係証書類との照合、規定などに基づいて会計処理が適正に行われているか等につきまして検証するとともに、職員の説明を求め慎重に審査を行いました。令和５年度は、新型コロナウイルス感染症が５月に５類に移行しまして、生活にいくらか自由さを取り戻しつつある年となりました。普通会計の歳入歳出決算規模は、大型建設事業が本格化したこともあって拡大しております。審査の結果でございますが、審査に付された全ての会計の歳入歳出決算書及び附属資料の係数は、関係諸帳簿・証書類等を点検審査した結果、いずれも決算計数に相違なく適正に執行されたものと認めました。審査意見書でも述べていますが、各会計の実質収支は黒字となっています。普通会計の決算指標は、前年度比較で上昇あるいは下降したのがあります。すなわち悪化・改善と判断がされております。この指標を毎年を目安として財政運営がなされるわけですが、いずれにしても自主財源の少ない財政状況ですので町が持続的発展をするためにも将来を見据えた適切な財政運営を求めるものです。さらに、行財政改善計画や公共施設等総合管理計画の着実な実行も必要です。また、水道事業会計も純利益は計上しましたが、厳しい状況には変わりありません。一層の経営努力を望むところです。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、代表監査委員からの、決算審査結果の報告は終了しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 13 議案第 85 号、 日程第 14 議案第 86 号 ）

（ 日程第 15 議案第 87 号、 日程第 16 議案第 88 号 ）

（ 日程第 17 議案第 89 号、 日程第 18 議案第 90 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 13。議案第 85 号 邑南町職員定数条例の一部改正から、日程第 18。議案第 90 号 邑南町自治会館多目的集会所及び農村公園条例の一部改正まで、6 件を一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第 85 号から議案第 90 号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第 85 号から議案第 90 号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第 85 号 邑南町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これは部局間の職員数の再配分に伴う改正でございます。次に、議案第 86 号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、これは特別職の給料の減額に伴う改正でございます。次に、議案第 87 号 邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは地方税法等の改正に伴う改正でございます。次に、議案第 88 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは災害関連死等の認定をするための合議制機関の設置等に伴う改正でございます。次に、議案第 89 号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正についてでございますが、これは審議会委員の構成変更に伴う改正でございます。次に、議案第 90 号 邑南町自治会館多目的集会所及び農村公園条例の一部改正についてでございますが、これは井原地区 4 自治会館の用途廃止に伴う改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第 8 5 号 邑南町職員定数条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、教育委員会事務部局の業務配分や人員配置などに柔軟性を持たせるため、職員定数を増やすことに伴う改正をするものでございます。新旧対照表第 2 条の職員の定数で、第 1 号町長の事務部局の職員を現行の 1 6 9 人から改正後では 1 6 6 人に改めます。第 3 号教育委員会の事務部局の職員を現行の 4 4 人から改正後では 4 7 人に改めます。条文に戻り、附則この条例は令和 6 年 1 0 月 1 日から施行するとしています。続いて、議案第 8 6 号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明いたします。この度の改正は、邑南町特別職の職員である町長の給料月額を 2 0 %、教育長の給料月額を 1 0 %、それぞれ 2 か月減額することに伴う改正をするものです。新旧対照表改正後の附則第 6 項に、令和 6 年 9 月 1 日から令和 6 年 1 0 月 3 0 日までの間別表中 7 5 0 , 0 0 0 円とあるのは 6 0 0 , 0 0 0 円と読み替えるものとする、を新設いたします。同じく附則第 7 項に、令和 6 年 9 月 1 日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日までの間別表中 5 7 3 , 0 0 0 円とあるのは 5 1 5 , 7 0 0 円と読み替えるものとする、を新設します。条文に戻り、附則この条例は公布の日から施行し令和 6 年 9 月 1 日から適用するとしております。以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後 1 時 1 5 分とさせていただきます。

—— 午前 1 1 時 5 4 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 1 5 分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議案第 87 号 邑南町税条例の一部改正について、御説明させていただきます。この度の改正は、公益信託に関する法律の改正により公益信託の受託者が信託会社以外にも拡大するほか、信託財産も金銭以外に拡大するといった新たな公益信託制度の実施に伴う所得税法の規定の見直し整備により、地方税法第 314 条の 7 第 1 項の規定が改正されそれによって個人住民税の寄附金税額控除に係る条例の規定のうち、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金に関する規定を改正するものです。新旧対照表の 3 分の 1 ページをお開きください。第 34 条の 7 第 1 項中、現行の若しくは金銭を削り、同項第 1 号中現行の又は金銭を削ります。新旧対照表の 3 分の 2 ページをお開きください。同号中の現行のケ、所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭を改正後のケ、所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金に改めます。新旧対照表の 3 分の 3 ページをお開きください。附則の現行の（公益法人等に係る町民税の課税の特例）第 4 条の 2 を削ります。改正文を御覧ください。附則で、（施行期日）第 1 条この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行するとしています。（町民税に関する経過措置）第 2 条では、条例第 34 条の 7 第 1 項第 1 号ケに係る部分の規定の適用について、経過措置を規定しています。以上、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、坂本医療福祉政策課長。

**○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子）** 議案第 88 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。この度の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正において災害援護資金の貸付けを受けた者の置かれている状況に鑑み、償還猶予の新設や償還免除の対象範囲が拡大され、これにより償還猶予・償還免除を決定する際当事者等から報告を受けることができる規定が追加されたこと、また、災害関連などの市町村ごとに災害弔慰金・見舞金の支給に関する事項を調査審議する合議制の機関の設置に努めることが規定されたことに基づくものです。改正内容としては、新旧対照表のとおり目次の第 5 章に第 17 条を追加、2 分の 2 ページの第 15 条第 3 項を法の条番号順に、償還金の支払猶予・償還免除の順に入れ替え報告等を追加し引用条項を改正しており、また、第 16 条に支給審査委員会の

設置を新設し第16条の委任を第17条とし、併せて、第1条、第9条、第10条の障害の害の字をひらがなにし障がいに変更するものです。条文に戻り、附則のとおりこの条例は公布の日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第89号邑南町振興計画審議会条例の一部改正について、御説明申し上げます。邑南町振興計画審議会について、振興計画審議会委員の総数を20人以内から16人以内に改めるとともに、振興計画審議会委員を組織する委員の所属から議会議員を削るものでございます。議案に添付しております邑南町振興計画審議会条例の新旧対照表を御覧下さい。第3条第1項中委員20人以内を委員16人以内に改め、同条第2項中第1号を削り第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものです。条文に戻り、施行日は附則のとおり公布の日からとするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続いて、議案第90号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。本条例において設置している井原南区自治会館、断魚自治会館、井原西区自治会館、井原東自治会館については、それぞれ自治会を指定管理者として指定し管理をお願いすると共に自治会活動拠点施設として活用されてきましたが、今年の10月に井原地区の4自治会が統合することに伴い、井原地区の4自治会は9月30日をもって解散することとなり、4つの自治会が一つになり発足する新たな自治会は井原公民館を活用することとしています。従いまして、この条例において設置している施設の内井原南区自治会館、断魚自治会館、井原西区自治会館、井原東自治会館については自治会館としての用途廃止するもので、議案に添付しています新旧対照表のとおり該当の4施設を削除するものです。条文に戻り、施行日は附則のとおり令和6年10月1日からとするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第19 議案第91号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第１９。議案第９１号工事請負契約の締結を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第９１号の提案理由を御説明申し上げます。議案第９１号工事請負契約の締結でございますが、これは道の駅瑞穂再整備事業道の駅外構工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第９１号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。工事名は令和６年度道の駅瑞穂再整備事業道の駅外構工事です。工事場所は邑南町下田所地内です。この度の工事は、指名競争入札方式により令和６年８月２８日に入札を実施し、有限会社町田土建が９，４８０万円（税抜き）で落札されました。消費税を加えました１億４２８万円で、８月２８日に仮契約を締結させていただいたところでございます。工期は令和７年３月３１日までとしております。以上、地方自治法第９６条第１項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） ここで暫時休憩いたします。

—— 午後 １時 ２５分 休憩 ——

—— 午後 １時 ２９分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） それでは再開をいたします。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 先ほど、議案第90号の詳細の説明をさせていただきましたが附則の施行日、これに誤りを発見いたしました。この取扱いについては改めて整理をしまして、議会運営委員会のほうに相談をさせていただきまして、しかるべき手続をとらせていただこうと思います。以上よろしくお願いします。

●石橋議長（石橋純二） 議案90号につきましては、後日議会運営委員会を開いて決定したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第20 議案第92号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第20。議案第92号指定管理期間の変更を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第92号の提案理由を御説明申し上げます。議案第92号指定管理期間の変更について、議会の議決を求めるものでございます。井原地区4自治会館の指定管理期間を変更しようとするものでございます。詳細につきましては地域みらい課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第92号指定管理期間の変更について、御説明申し上げます。井原地区の4つの自治会館は、邑南町自治会館多目的集会所及び農村公園条例第3条指定管理者による管理の規定により、それぞれの自治会を指定管

理者として指定しています。指定管理者である自治会が9月30日をもって解散することに伴い、現在の指定期間を解散の予定日に変更するものです。変更前の指定管理期間は令和8年の3月31日までとなっておりますが、井原4自治会が統合する令和6年10月1日の前日の令和6年9月30日までに変更するものです。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第21 議案第93号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第21。議案第93号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第93号の提案理由を御説明申し上げます。議案第93号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございますが、これは地方自治法第291条の3第1項による協議を行うため議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては町民課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第93号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い関係市町村の処理する事務に変更が生じるため、島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となります。広域連合規約第4条には広域連合の処理する事務について記載されておりますが、ただし書きにより、別表第1に定める事務については関係市町村において行うこ

とが記載されております。改正内容について新旧対照表にて御説明いたします。別表第1第4条関係の2項、3項の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に変更するものでございます。附則として、施行期日は令和6年12月2日としております。広域連合の規約変更の手續につきましては、地方自治法第291条の3の規定により関係地方公共団体の協議により定めることとなっており、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします

~~~~~○~~~~~

( 日程第22 議案第94号、 日程第23 議案第95号 )

( 日程第24 議案第96号、 日程第25 議案第97号 )

( 日程第26 議案第98号、 日程第27 議案第99号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第22。議案第94号令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号から、日程第27。議案第99号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号まで、6件を一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第94号から議案第99号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第94号令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1億5,297万4,000円を追加するものでございます。次に、議案第95号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ2,659万7,000円を追加するものでございます。次に、議案第96号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ278万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第97号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加するものでございます。次に、議案第98号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ595万4,000円を追加するものでございます。次に、議案第99号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出12万7,000円、資本的収入3,477万4,000円、資本的支出3,673万6,000円をそれぞれ追加するものでございま

す。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議案第94号令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号について、御説明いたします。この度の補正は主なものとして、歳入では令和5年度決算を受けて前年度繰越金の追加、財政調整基金繰入金の減額、普通交付税の減額、臨時財政対策債の追加、地域観光新発見事業補助金の追加。歳出では減債基金管理費の追加、地域観光新発見事業費の追加、民生費及び衛生費の過年度国県支出金等の精算に伴う返還金の追加、システム標準化に伴う事務組合負担金（システム課）の増減が主なものとなります。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,297万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億6,794万4,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。第2条の地方債の補正は、5ページの第2表地方債補正で定めています。追加分は、現年発生林道単独災害復旧事業債を270万円追加、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債を160万円追加、現年発生公共土木施設補助災害一般単独災害復旧事業債を140万円追加し、合計570万円を追加するものでございます。変更分は、道路改良舗装事業債を10万円追加し1億9,370万円に、河川改修事業債を500万円追加し3,820万円に、学校施設整備事業債を560万円追加し6億6,360万円に、臨時財政対策債を362万1,000円追加し1,235万9,000円とするものでございます。これにより地方債の限度額の合計は、補正前の限度額34億6,253万8,000円から2,002万1,000円追加して、34億8,255万9,000円とするものでございます。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。4ページ5ページをお開きください。歳入でございます。9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金は、91万7,000円を減額するものでございます。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、普通交付税で下水道費における算定方法の変更等による基準財政需要額の減、市町村民税法人税割、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の基準財政収入額の増、臨時財政対策債発行可能額の

増等により、7, 499万6, 000円を減額するものでございます。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、803万4, 000円を追加するものでございます。これはデジタル基盤改革支援補助金1, 661万2, 000円を追加などによるものでございます。6ページ7ページをお開きください。7目商工費国庫補助金は、地域観光新発見事業補助金702万2, 000円を追加するものでございます。15款県支出金2項県補助金10目教育費県補助金は、スクールサポートスタッフ配置事業補助金340万2, 000円を追加するものでございます。8ページ9ページをお開きください。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は1億6, 171万7, 000円を減額、15目ふるさと基金繰入金は350万円追加、27目日本一の子育て村推進基金繰入金は1, 104万円追加するものでございます。これにより財政調整基金年度末残高（予算）は、11億883万1, 000円となります。20款諸収入5項雑入2目雑入は、2, 652万2, 000円を追加するものでございます。これは、過年度負担金精算による邑智郡総合事務組合負担金（総務課）返還金151万7, 000円追加、介護保険事業町負担金返還金1, 091万5, 000円追加、10ページ11ページをお開きください。邑智郡総合事務組合負担金（環境衛生課）返還金1, 227万2, 000円追加などによるものでございます。21款町債1項町債は、2, 002万1, 000円を追加するものでございます。内容は第2表地方債補正のとおりでございます。12ページ13ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、9, 571万7, 000円を追加するものでございます。これは、002一般管理費16減債基金管理費を、9, 663万円追加などによるものでございます。11目情報政策費は、604万9, 000円を減額するものでございます。これは、002電気通信事業特別会計繰出金を763万6, 000円減額、013ペーパーレス会議システム整備事業費を258万7, 000円追加などによるものでございます。14ページ15ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、3, 851万7, 000円を追加するものでございます。これは、005国民健康保険事業特別会計繰出金を133万5, 000円減額、029社会福祉事業費補助金等返還金を3, 974万5, 000円追加などによるものでございます。3目老人福祉費は、1, 261万4, 000円を減額するものでございます。これは、003後期高齢者医療事業特別会計繰出金を1, 258万5, 000円減額などによるものでございます。16ページ17ページをお開きください。7目介護保険事業費は、1, 965万8, 000円を減額するものでございます。これは、001介護保険事業費を1, 967万6, 000円減額などによるものでございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、012児童福祉事業費補助金等返還金を314万円追加するもので

ございます。18ページ19ページをお開きください。3項生活保護費1目生活保護総務費は、886万5,000円を追加するものでございます。これは、001生活保護総務費を82万8,000円追加、008生活保護事業費補助金等返還金を434万1,000円追加、009地方公共団体情報システム標準化移行事業費を369万6,000円追加するものでございます。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、872万8,000円を追加するものでございます。これは、006直営診療所事業特別会計繰出金を220万円減額、012医療福祉従事者確保奨学基金事業費を1,104万円追加などによるものでございます。20ページ21ページをお開きください。5目予防費は、004予防費補助金等返還金809万9,000円を追加するものでございます。22ページ23ページをお開きください。7款商工費1項商工費3目観光費は、013観光推進事業費06地域観光新発見事業費1,004万5,000円を追加するものでございます。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費は、002道路維持費350万円を追加するものでございます。24ページ25ページをお開きください。3項河川費4目河川等災害関連費は、500万1,000円を追加するものでございます。これは、001緊急自然災害防止対策事業費（河川）を432万1,000円減額、002緊急浚渫推進事業費を932万2,000円追加するものでございます。26ページ27ページをお開きください。10款教育費2項小学校費2目教育振興費は、003子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校）255万7,000円を追加するものでございます。3項中学校費3目学校建設費は、878万4,000円を追加するものでございます。これは、003羽須美中学校改修事業費を285万5,000円追加、004瑞穂中学校改修事業費を592万9,000円追加するものでございます。4項社会教育費1目社会教育総務費は、012親子・子どもあそび支援事業費100万8,000円を追加するものでございます。28ページ29ページをお開きください。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費3目林道災害復旧費は、003林道災害復旧事業費（現年・単独災害）421万2,000円を追加するものでございます。2項公共土木災害復旧費1目公共土木災害復旧費は、001公共土木災害復旧事業費（現年・補助災害）500万円を追加するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

**○秋田町民課長（秋田敏子）** 議案第95号令和6年度呂南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,659万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,694万4,000円とするものでございます。この度の補正は、令和5年度の決算に伴います繰越金や令和5年度職員給与費等繰入金の精算及び令和6年度国民健康保険税本算定に伴う保険税の対応のため、それぞれについて必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税でございますが、本算定に伴いまして1,173万1,000円を追加するものでございます。次に、4款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、社会保障税番号制度システム整備費補助金を162万5,000円追加するものでございます。次に、9款繰入金1項基金繰入金でございますが、県補助金の償還、職員給与費精算による増額等により317万4,000円を追加するものでございます。次に、同款2項他会計繰入金でございますが、令和5年度歳出の確定等に伴い133万5,000円を減額するものでございます。次に、10款繰越金1項繰越金でございますが、令和5年度決算に伴う繰越金といたしまして1,140万2,000円を追加するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費でございますが、邑智郡総合事務組合負担金につきまして、1,472万円を追加するものでございます。次に、同款2項徴収費でございますが、郵便料金の値上げに伴い7万9,000円を追加するものでございます。次に、7款基金積立金1項基金積立金でございますが、1,140万2,000円を追加するものでございます。次に、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金でございますが、令和5年度特定健診等の実績報告に伴い交付金の返還といたしまして、39万6,000円を追加するものでございます。続きまして、議案第96号令和6年度呂南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ278万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,138万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。8款繰入金1項他会計繰入金でございますが、矢上診療所の運営費補填分を220万円減額するものでございます。次に、9款繰越金1項繰越金でございますが、令和5年度決算に伴う繰越金といたしまして492万8,000円を追加するものでございます。次に、10款諸収入3項雑入でございますが、矢上診療所の電子処方箋管理サービス導入に係る補助金を5万5,000円追加するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項施設管理費でございますが、矢上診療所にお

きまして電子処方箋管理サービスを導入するための業務委託費の追加、矢上診療所の会計年度任用職員が1名増員となり報酬等が増額したことに伴い、合わせまして168万8,000円の追加、また、矢上診療所医師住宅の白蟻駆除工事により40万7,000円を追加するものでございます。次に、2款医業費1項医業費でございますが、新たに導入する電子カルテと院内検査機器の接続作業委託費を68万8,000円追加するものでございます。議案第97号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,225万6,000円とするものでございます。この度の補正は、令和5年度の決算に伴います繰越金並びに療養給付費負担金の前年度精算及び出納整理期間中に納付されました令和5年度の保険料につきまして、令和6年度に精算されることなどに伴いましてそれぞれ必要な補正を行うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。5款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金につきましては、前年度繰越金から出納整理期間中に納付されました令和5年度保険料を減額したものの追加、邑智郡総合事務組合負担金の減額、郵便料金の増額等に伴い、合わせまして389万8,000円を減額。3目療養給付費負担金繰入金は、令和5年度の療養給付費負担金の精算超過分868万7,000円を減額するものでございます。次に、6款繰越金1項繰越金につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金といたしまして415万4,000円の追加をするものでございます。次に、7款諸収入2項広域連合納付金でございますが、令和5年度の療養給付費負担金の精算に伴う超過分の返還金といたしまして、868万7,000円を追加するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目後期高齢者医療事業一般管理費につきましては、邑智郡総合事務組合負担金の減額、郵便料金の増額等に伴い、合わせまして262万6,000円の減額でございます。次に、1款総務費2項徴収費につきましては郵便料金の増額に伴いまして3万1,000円の追加でございます。次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合負担金1目保険料等負担金につきましては、令和5年度出納整理期間中に納付されました保険料を令和6年度の歳出予算で広域連合に納めることとなっておりますので、繰越金に含まれております保険料分285万1,000円を追加をするものでございます。以上、3会計つきましてそれぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井情報みらい創造課長補佐（新井紀弘） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、新井情報みらい創造課長補佐。

○新井情報みらい創造課長補佐（新井紀弘） 議案第98号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ595万4,000円を追加するものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。次に、補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書の1ページ2ページをお開きください。この度の補正は、令和5年度決算による繰越金を計上し繰越金で確保した財源の一部を電気通信事業基金繰入金及び一般会計繰入金の減額に充て、残り595万4,000円を基金に積み立てるものでございます。以上、令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議案第99号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について御説明いたします。今回の補正は、収益的支出、資本的収入及び支出の項目につきまして追加をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条収益的支出は、支出科目第1款水道事業費用第2項営業外費用を、12万7,000円追加して4,180万3,000円とするものでございます。第3条、資本的収入及び支出の補正については予算第4条本文括弧書きを、不足する額1億7,701万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,139万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,197万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,365万3,000円で補填するものとする。に改め、第4条資本的収入及び支出について、収入科目第1款資本的収入第4項工事負担金3,477万4,000円追加して5,150万4,000円とするものでございます。次に、支出科目第1款資本的支出第1項建設改良費を3,673万6,000円追加して4億503万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。次に、詳細を補正予算に関する説明書で説明いた

します。補正予算に関する説明書 1 ページをお開きください。収益的支出、水道事業費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費をリース利息のため、12 万 7,000 円の追加でございます。資本的収入及び支出、収入科目 1 目工事負担金を出羽川改修に伴う吉時浄水場移転事業費変更により、3,477 万 4,000 円追加するものでございます。次に、支出科目 3 目支障移転事業費を出羽川改修に伴う吉時浄水場移転事業費変更により委託料を、3,610 万 5,000 円、4 目リース資産購入費を工事用機械購入に伴うリース資産購入費を、63 万 1,000 円追加するものでございます。以下 2 ページから予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等、説明資料を添付しておりますので御確認をお願いします。以上、地方公営企業法第 24 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。御苦労様でした。

—— 午後 2 時 4 分 散会 ——